

審議事項等及び今後のスケジュールについて（案）

令和2年4月 日

○審議事項等について

・審議事項

授業目的公衆送信補償金の額の認可について

・報告事項

著作権法施行規則の一部を改正する省令案について

(いわゆる「共通目的事業」に支出すべき額の割合を定めるもの)

○今後のスケジュールについて

4月16日	「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において運用指針（ガイドライン）等の議論・取りまとめ
4月20日頃～	指定管理団体から文化庁長官に対する補償金額（無償）の認可申請
認可申請後～	補償金額について文化庁長官から文化審議会に諮問
4月21日	省令の公布（共通目的事業への支出割合を定めるもの）
諮問後～	<u>文化審議会著作権分科会使用料部会開催（持ち回り）</u>
使用料部会審議終了後	<u>文化審議会著作権分科会開催（持ち回り）</u>
著作権分科会審議終了後	<u>文化審議会から文化庁長官に答申</u>
	文化庁長官による認可
	指定管理団体から文化庁長官に対して業務規程等の届出
4月28日	法施行

(以上)